

木更津市立東清小学校 いじめ防止対策基本方針

令和7年4月1日

1 東清小学校のいじめ防止に関する基本理念

いじめは子どもたちの未来を奪い取る決して許されない行為です。

また、どの学校でも、どの子どもにも起こりうるものであり、防止と発見、また起こってしまった場合の解消に対して最大限の努力を続けなければなりません。

東清小学校では、「いじめ防止対策推進法」を遵守します。そして、この法の精神に則り、子どもたちの安全の確保およびいじめの防止、発見、解消に全職員で取り組んでいきます。

東清小学校の教育目標である「やさしく・かしこく・たくましく」そんな子どもたちを育てることで、いじめと向かい合い、決して許さない学校を目指します。

2 いじめの定義

いじめについては、いじめ対策推進法に以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（第二条）

また、具体的には、以下の9つの項目が示されています。

- ①冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれや集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

（文部科学省 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査より）

東清小学校では上記の8項目はもちろん、その他のことにおいても、児童本人が「つらい。苦しい。」と感じていることについて、いじめの可能性を考えて対応していきます。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害に着目し、いじめに該当するか否かを判断し、対応します。

3 学校いじめ対策組織について

東清小学校では、学校いじめ対策組織について以下のように定めます。

- ①名称＝東清小学校いじめ対策会議
- ②構成＝校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、該当学級担任
※対応事例によって、スクールカウンセラー、外部専門機関（市教育委員会、まなび支援センター、警察等関係機関等）の職員が加わります。
- ③役割＝学校におけるいじめの防止、早期発見、対処等の組織的な対応を行う。
いじめに関する相談窓口。
- ④連絡先＝0438-98-0424 （担当 教頭）

4 いじめの未然防止について

いじめを発生させない学校づくりのためには、児童一人一人の「やさしい心」をより大きく育む必要があります。その心を育むべき教職員の不適切な言動や体罰は、いじめの発生を助長するものであって決して許されることではありません。

東清小学校では、それらの行為の撲滅と同時に、児童間における相手を傷つける言動、暴力的な言動をなくすために、全職員、全児童が一体となって取り組みます。また、「やさしい心」の源となる「自己肯定感」を全ての児童が持てるよう、以下のことを実践します。

- ①児童一人一人に「自己存在感」を持たせる場面や「自己決定」の場面を与える等の取り組みを重視した「わかる授業」の展開
- ②千葉県いのちを大切に作るキャンペーンと連動し、全学年でいじめについて考える道徳教育、学級活動の実践
 - ・1日が「わくわく登校 いきいき活動 にこにこ下校」で終わる東清小
- ③児童会活動を中心とした全校によるいじめ撲滅運動等の実施
 - ・いじめゼロ集会…全校で一人ひとりの存在の尊さについて考える。
「いじめゼロ宣言」を確認しあう。 など
 - ・合言葉…いじめを「しない」、「させない」、「許さない」

5 いじめの早期発見について

いじめはどの学校でも、どの子にも起こる可能性があります。早期発見のために、東清小学校では以下の取り組みを実施します。

①「東清小学校生活アンケート」の実施（6月、10月、2月）

※学校生活全般に関するアンケートですが、いじめについても調査します。

②「木更津市いじめ防止チェックリスト（教職員、全児童）」の実施（毎学期）

※いじめに対する意識を高める目的で答えます。

※教職員は児童一人一人について、「いじめで悩んでいる児童によく見られる兆候」の確認をチェックリストに基づいて行います。

※児童にアンケート調査やチェックリスト調査を行う場合、「記名式」とするか「無記名式」とするかは、上記「東清小学校いじめ対策会議」において、協議した上で決定します。

③家庭訪問や保護者面談時の保護者の方への聞き取り調査

※いじめについて心配なことがないか確認します。

※この時期に限らず、相談については上記「東清小学校いじめ対策会議」で随時受け付けます。

④教育相談週間の設定および学級担任による学級の全ての児童との2者面談の実施（毎学期）

※担任以外の職員と面談を希望する場合も対応します。

6 いじめの防止等に関する措置

東清小学校として、以下に示す特に配慮が必要な児童については、教職員が個々の児童の特性を理解し、情報を共有して学校全体で注意深く見守り、日常的に適切な支援を行います。さらに、保護者との連携や周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行い、いじめの未然防止・早期発見に取り組みます。

- 発達障害を含む、障害のある児童については、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行います。
- 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意します。
- 性同一性障害や性的指向・性自認に関わる児童については、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知します。
- 震災等により被災した児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払います。

7 いじめの解消について

国のいじめ基本方針には、いじめが「解消している」状況について以下のように示しています。東清小学校でも、この方針に準じて判断していきます。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、ほかの事情も勘案して判断するものとする。

- ① いじめに係る行為の解消：被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状況が相当期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要と判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと：いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

（文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」平成29年3月14日最終改定より）

上記のいじめが「解消している」状況は、あくまで一つの段階に過ぎず、再発の可能性は十分にあり得るということを踏まえ日常的に注意深く児童とともに生活していきます。

8 いじめの相談、通報について

「いじめについて相談することや通報することは適切な行為であり、決して卑怯な行為ではない。いじめを受けて苦しんでいる児童を救うだけでなく、いじめを行っている児童をも救う行為である。」ということを経済教育活動全体を通して児童に伝えていきます。東清小学校では、いじめの相談、通報窓口を以下のように定めます。

- ①児童の相談窓口＝学級担任およびいじめ相談担当職員（生徒指導主任）

※窓口として定めてありますが、全ての職員で対応します。

- ②保護者の方からの相談窓口＝東清小学校いじめ対策会議（担当 教頭）

○連絡先＝東清小学校 **0438-98-0424**

※児童の相談窓口同様、全ての職員で対応します。

- ③その他（学校外の相談先）

(1) 24時間いじめ相談ダイヤル＝**0570-0-78310**

※24時間、365日受付。

子どもたちが全国どこからでも、夜間、休日を含めて、いつでもいじめ等の悩みをより簡単に相談することができるよう全国統一の電話番号を設定。このダイヤルに電話すれば、原則として電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関に接続されます。

(2)木更津市教育委員会学校教育課＝0438-23-5269

9 いじめを認知した場合の対応について

いじめを認知した場合、「被害児童の安全を最優先に考える」「早期対応、早期解決」の2つを柱とし、以下のように対応します。

①東清小学校いじめ対策会議（以下、対策会議）を招集し、被害児童への聞き取りを行う職員、場所、時間等を検討、決定

※被害児童が安心して話せるよう、また話したことで被害児童が追い詰められたいことがないよう、被害児童の保護を最優先に検討します。

②被害児童からの聞き取り調査

※被害児童の安全を約束したうえで、対策会議によって決定した方法で聞き取りを行います。

※被害児童が何に苦しんでいるのかを児童の立場に立って聞き取ります。

※被害児童が望んでいること、望んでいないことを確認します。

※今後の対応について本人および保護者に連絡することを確認します。

③対策会議において聞き取り内容を検討し、対応策の方針を決定（被害児童からの聞き取り内容を整理し、加害児童、周辺児童への聞き取り調査を行う職員、場所、時間等を検討）

※被害児童の安全に細心の注意を払い、被害児童の望みも考慮したうえで方針を立てます。

④被害児童からの聞き取り内容と現時点での方針を保護者に連絡

※保護者および被害児童の意向を確認したうえで、原則として家庭訪問を行い、現時点での本人からの聞き取り内容、対策会議での方針を説明します。

※保護者および被害児童の意向に十分に配慮しながら、今後の方針についての確認をします。

⑤対策会議において保護者および被害児童の意向を再確認のうえ、対応策を決定

⑥加害児童、周辺児童への聞き取り、被害児童の見守りを行う職員、場所、時間等を検討、決定

※聞き取りによって、被害児童が加害児童や周辺児童から不当な圧力を受けることがないよう慎重に方法を決定し、被害児童の見守りを継続的に行います。

※聞き取りについては複数の職員で対応し、記録を保存します。

⑦保護者および被害児童への連絡

※対応の状況、被害児童の学校での様子等を定期的に連絡するとともに、家庭での児童の様子を聞き取り、安全、安心の確保がなされているかを確認します。

10 加害児童および周辺児童への指導と被害児童への配慮について

加害児童および周辺児童への指導についても、被害児童の安全、安心を最優先に考えたうえで継続的な指導を行います。

①加害児童への指導

※加害児童一人一人と継続的に個人面談指導を行います。対策会議によって決定された複数の職員によって、被害児童の立場に立って考えることができるようになることを指導の中心として対応します。

※いじめ防止対策推進法第二十五条および第二十六条を根拠とし、被害児童の安全を最優先するための措置をとる場合があります。

(1)校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。(第二十五条)

(2)市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項(同法第四十九条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。(第二十六条)

②周辺児童への指導

※周辺児童をグループに分けたうえで、面談指導を行います。加害児童への指導と同様に被害児童への配慮を指導の中心とします。

③被害児童への見守り体制の強化

※加害児童および周辺児童への指導直後は、被害児童の緊張が高まることが予想されるため、登下校や休み時間、清掃時間等の見守りを強化し、いつでも助けを求めることができることを本人に伝えます。

④被害児童が安心して学習できる場所の提供と心のケア

※被害児童の精神的負担が大きく、学級での学習が難しい場合には、安心して学習できる場所を設定し、学習権を保証します。また、必要に応じてスクールカウンセラーによるカウンセリングを要請します。

⑤加害児童および周辺児童の保護者に対する連絡および協力依頼

※保護者に指導内容を連絡するとともに、児童の心のケアと成長を促すための助言を行い、学校と協力体制をとるよう依頼します。

11 重大事態の定義について

いじめにおける「重大事態」とは、いじめ防止対策推進法において、以下のように定められています。

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。（第二十八条）

※重大事態の「疑い」があった場合や児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という連絡を受けた場合にも、原則として重大事態として報告・調査等にあたります。

12 重大事態への対応について

万が一、重大事態が発生した場合には、原則として以下の手順により対応します。

①対策会議（外部専門機関を含む）を招集し情報の収集と事実の確認

○最初に事実を確認した者（連絡を受けた者）は、教頭に連絡。

○教頭は校長に報告すると同時に対策会議を招集。

○校長は市教育委員会に報告し、支援チームを要請。

○市教育委員会から教育長へ報告。教育長から市長へと報告。

○状況によって校長もしくは木更津市教育委員会から木更津警察署へ連絡。

※緊急時には、対策会議の速やかな招集のため臨機応変に対応します。

②学校の設置者（木更津市）による調査主体の決定

○いじめ防止対策推進法第二十八条を根拠とし、「学校が調査主体」となって調査を進めるか、「学校の設置者が調査主体」となって調査を進めるかを決定。

※以下のような状況の場合には、「学校の設置者」が調査主体となります。

(1)従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合

(2)学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

③決定された調査主体による事実関係を明確にするための調査の実施

※この調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするために行います。因果関係の早急な特定ではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することを目的とします。同時に、民事、刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることが目的となります。

※この調査のなかで行われた「聞き取り調査」および「アンケート調査」は、被害を受けた児童やその保護者に提供する場合があります。その旨を説明したうえで実施します。

④いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報の提供

※調査により明らかになった事実関係について、経過報告を含め、情報を適切に提供します。

※提供される情報については、関係者の個人情報が多分に含まれる可能性が高いため、被害児童及び保護者の理解を得たうえで、情報提供者の安全に配慮し、慎重に進めていきます。

⑤調査結果の報告

○学校が調査主体となった場合は、市教育委員会に結果を報告。

○学校の設置者が調査主体となった場合は、市長に結果を報告。

※被害児童およびその保護者が希望する場合には、被害児童およびその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて報告します。

⑥調査結果を踏まえた必要な措置

○上記「8 加害児童および周辺児童への指導および被害児童への配慮について」における対応を実施。

- 状況に応じ関係諸機関に支援職員を要請し、重点的な支援の実施。
- ※木更津市教育委員会およびまなび支援センターに支援職員の派遣を要請。
- ※千葉県教育庁南房総教育事務所に生徒指導専任指導主事の派遣を要請。
- ※千葉県教育庁南房総教育事務所にスーパーバイザーの派遣を要請。
- ※千葉県警察本部少年課少年センターにスクールサポーターの派遣を要請。

13 公表、点検、評価、改訂について

東清小学校いじめ防止対策基本方針（以下、いじめ防止対策基本方針）の公表、点検、評価について以下のように定めます。

<公表>

- いじめ防止対策基本方針を全ての家庭に配付すると同時に学校ホームページにて公開します。

<点検、評価>

- 年度毎に、学校のいじめに対する取り組みを評価し、必要に応じていじめ防止対策基本方針の見直しを検討します。
- ※児童、保護者（PTA 役員）、所属職員にアンケート調査を実施し、改善が必要な部分を確認します。
- ※学校評議員会議にて評議員による点検、評価をお願いします。

<改訂>

- 以下の場合にいじめ防止対策基本方針の改訂を行います。
 - (1) 学校長により改訂の必要が認められた場合
 - (2) 上記<点検、評価>において、必要が認められた場合
 - (3) 文部科学省によって「いじめ防止対策推進法」および、「いじめ防止対策推進法に關係する方針等」の改訂があった場合。
 - (4) 千葉県において「いじめ防止対策基本方針」が策定および改訂された場合
 - (5) 木更津市において「いじめ防止対策基本方針」が改訂された場合